

## 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における 今後の調査審議事項について

令和2年5月28日  
原子力規制庁

### 1. 概要

令和2年度第1回原子力規制委員会(令和2年4月1日)において、更田委員長より原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の調査審議事項について議論することとした旨の発言があったことから、本件について議論をお願いしたい。

### 2. 現在の調査審議事項

「国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否」について調査審議を行い、助言を含めその結果の報告を行うこと。(平成26年2月)

「原子力規制委員会が行う発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価及び原子力規制委員会が策定する原子炉の停止等に係る判断の目安」について調査審議を行うこと。(平成27年12月)

「平成28年1月にレビューを受けた IRRS (IAEA の総合規制評価サービス) において指摘された事項に対する原子力規制委員会の取組状況」の評価や助言を行うこと。(平成28年3月)

「検査制度の見直しによる新たな監視・評価の仕組みの運用に向けて、リスク情報の活用と安全確保の実績の反映を含めた監視・評価及び行政上の措置の具体的な在り方や、監視・評価に係る規制機関の体制整備の在り方(検査官等の人材育成体系、資格認定の仕組み等)」について調査審議を行い、助言を含めその結果の報告を行うこと。(平成29年2月)

### 3. 今後の調査審議事項に係る事務局提案

#### (1) 引き続き対象とする調査審議事項

上記2. に掲げた「国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否」について、引き続き調査審議事項としてはどうか。

## (2) 一部修正の上で引き続き対象とする調査審議事項

上記2. ～ に掲げた調査審議事項については、以下のとおりとしてはどうか。

- については、本年3月に「火山モニタリングにおける「観測データに有位な変化があったと判断する目安」について 報告書」が取りまとめられたことから、「及び原子力規制委員会が策定する原子炉の停止等に係る判断の目安」を削除し、「原子力規制委員会が行う発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価」を調査審議事項としてはどうか。
- については、本年1月に IRRS のフォローアップミッションが実施されたことから「平成28年1月にレビューを受けた IRRS (IAEA の総合規制評価サービス)において指摘された事項に対する原子力規制委員会の取組状況」を「令和2年1月の IRRS のフォローアップミッションの結論(輸送に係る結論を含む)を受けた対応状況」と修正してはどうか。
- については、本年4月に原子力規制検査制度が施行されたことから、「検査制度の見直しによる新たな監視・評価の仕組みの運用に向けて、リスク情報の活用と安全確保の実績の反映を含めた監視・評価及び行政上の措置の具体的な在り方や、監視・評価に係る規制機関の体制整備の在り方(検査官等の人材育成体系、資格認定の仕組み等)」を「原子力規制検査制度の運用状況」と修正してはどうか。

## (3) 新たに追加する調査審議事項

「事業者の自主的な安全性向上に向けた取組をフォローアップし、原子炉等規制法に基づく安全性向上評価の効果的な活用等の取組に関する助言や評価を行うこと」を調査審議事項として加えてはどうか。